



発行 新潟県

第56号

令和7年7月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 721 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 722 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 723 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健総務課）
- 724 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 725 クリーニング業法による研修及び講習の指定（生活衛生課）
- 726 肥料の登録の失効（農産園芸課）
- 727 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 728 道路の区域変更（道路管理課）
- 729 道路の供用開始（道路管理課）
- 730 道路の供用開始（道路管理課）
- 731 河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定（河川管理課）
- 732 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定の一部改正（河川管理課）
- 733 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 734 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（地域産業振興課）
- 林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- プロポーザル協議の実施（病院局経営企画課）

人事委員会規則

- 8－100 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 14－18 非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

公安委員会告示

- 91 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
- 92 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

ものとされた生活保護法第 49 条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふたば薬局	新発田市豊町 2 丁目 9 番 28 号	令和 7 年 5 月 1 日
佐渡市立両津病院	佐渡市梅津 2314 番地 1	令和 7 年 5 月 1 日
たまご薬局幸町店	長岡市幸町 1-13-5	令和 7 年 7 月 1 日
としみ眼科医院	三条市嘉坪川 1-1-12	令和 7 年 6 月 1 日
共栄堂薬局すごろ店	三条市須頃 3-118	令和 7 年 7 月 1 日
さくま歯科医院	加茂市幸町 1-12-14	令和 7 年 7 月 1 日
メッツ市野坪薬局	見附市市野坪町 337 番地 5	令和 7 年 7 月 1 日
たかはしこどもクリニック	見附市市野坪町 337 番地 4	令和 7 年 7 月 1 日
けんおう皮フ科クリニック	三条市須頃 3-118	令和 7 年 7 月 1 日
ベストケア柏崎訪問看護リハビリ ステーション	柏崎市半田 2-5-11 パキラ半田 A・B	令和 7 年 5 月 1 日
吉田病院長町訪問看護ステーション	長岡市長町 1 丁目 1668 番地	令和 2 年 7 月 1 日

◎新潟県告示第 722 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第 14 条第 1 項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
庄司内科医院	長岡市東川口 1979-24	令和 7 年 4 月 30 日
ウエルシア薬局柏崎上田尻店	柏崎市大字上田尻 1043	令和 7 年 4 月 30 日
ふたば薬局	新発田市豊町 2 丁目 9-28	令和 7 年 4 月 30 日
川西調剤薬局	十日町市高原田 201 番地 8	令和 7 年 4 月 7 日
佐渡市立両津病院	佐渡市浜田 177 番地 1	令和 7 年 4 月 30 日
荒川診療所	南魚沼市長崎 34-6	令和 7 年 4 月 30 日

東ヶ丘整形外科	長岡市栄町2丁目7番15号	令和7年5月31日
としみ眼科医院	三条市嘉坪川1-1-12	令和7年5月31日
本田医院	燕市分水桜町一丁目5番28号	令和7年6月15日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	令和7年5月23日
長岡駅前眼科医院	長岡市大手通一丁目4番1号VOIRビル 3階	令和7年5月17日

◎新潟県告示第723号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
平岩診療所	糸魚川市大字山之坊2699番地1	令和7年4月1日

◎新潟県告示第724号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
アグリホームクリニック ながおか	長岡市新組町2211番15メゾンドハーモニー1階	名称	MED AGREE CLINIC ながおか	アグリホームクリニック ながおか	令和7年6月1日
アグリホームクリニック いといがわ	糸魚川市本町12番31号	名称	MED AGREE CLINIC いといがわ	アグリホームクリニック いといがわ	令和7年6月1日
アグリホームクリニック じょうえつ	上越市三和区宮崎新田131番地1	名称	MED AGRICLINIC じょうえつ	アグリホームクリニック じょうえつ	令和7年6月1日

◎新潟県告示第725号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 田中 秀樹）

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和7年10月9日（木）	長岡市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和7年10月23日（木）	上越市	
	令和7年11月6日（木）	新潟市	
講 習	令和7年9月18日（木）	新潟市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和7年10月9日（木）	長岡市	
	令和7年10月23日（木）	上越市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	令和7年8月18日（月） ～令和7年11月28日（金）	令和7年12月26日（金）	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
講 習	令和7年8月18日（月） ～令和7年11月28日（金）	令和7年12月26日（金）	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第726号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第393号
------	-----------

肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	伏見菌体肥料
保証成分量	窒素全量 5.0% りん酸全量 1.8%
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	伏見蒲鉾株式会社 新潟県新潟市北区新崎699番地12
失効年月日	令和7年7月1日

◎新潟県告示第727号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15038	登録年月日	令和2年6月12日
登録検査機関の名称	株式会社高廣		
代表者氏名	代表取締役 高木 廣俊		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区下曲通826-1		
登録の区分	品 位 等 検 査		
農産物の種類	国内産玄米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新潟県	阿部 匡洋	玄 米	K152025007
備 考	略称『(株)高廣』 令和7年7月18日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計4名。		

◎新潟県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 村上朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市羽下ケ渚字稲場下2110番4から	新	7.4～29.6メートル	971.2メートル
同市下渡字前川原184番16まで	旧	7.4～36.1メートル	971.2メートル

◎新潟県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 村上朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市羽下ヶ渚字稲場下 2110 番 4 から同市下渡字前川原 184 番 16 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 7 月 18 日

◎新潟県告示第 730 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 中ノ沢内川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町中ノ沢字清水小屋 136 番 1 から同郡同町上島字茗ヶ沢 3926 番 4 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 7 月 18 日

◎新潟県告示第 731 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水系

新井郷川

新井郷川分水路

新発田川

新発田川放水路

中田川

派川新井郷川分水路

派川加治川

駒林川

福島潟

福島潟放水路

松岡川

太田川

芋卸江川

荒川川

小鳥川

折居川

割石川

上江川

安野川

大荒川

新七浦川

大通川

塚田川

葎川

中ノ川

大日川

七浦川

ム沢川
古川
都辺田川
海老瀬川
下山川
信濃川水系
中之島川
末宝川
浄土川
鴨田川
須川
焼田川
茶郷川
湯殿川

- 2 指定年月日
令和7年7月18日

◎新潟県告示第732号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（令和3年1月22日新潟県告示第61号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川 信濃川水系 佐梨川 羽茂川水系 羽茂川 2 （略）	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川 <u>阿賀野川水系 安野川</u> 信濃川水系 佐梨川 羽茂川水系 羽茂川 2 （略）

◎新潟県告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
名称 新潟卸団地地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

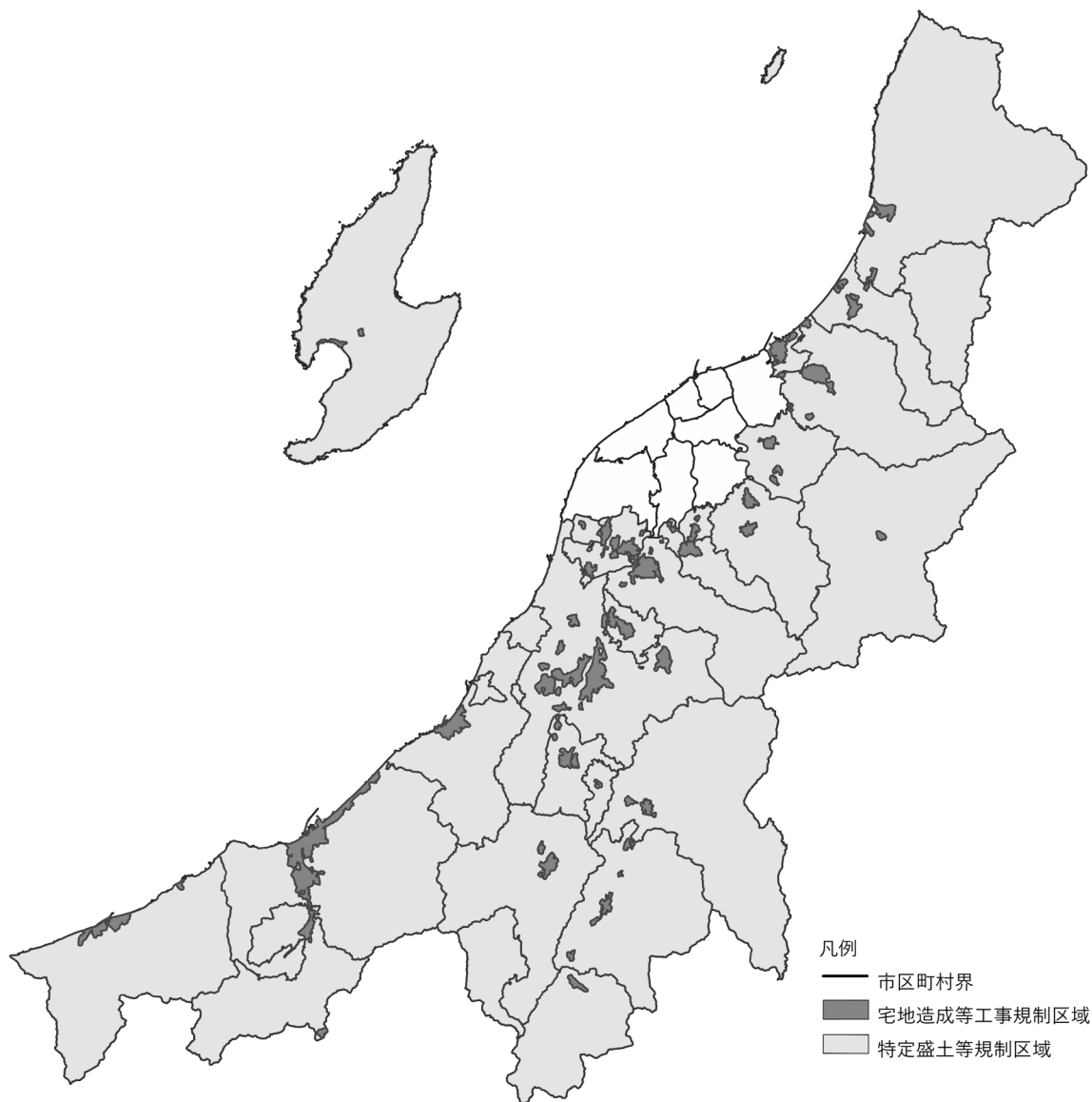
◎新潟県告示第734号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 規制区域 別図のとおり
詳細については、土木部都市局都市政策課のウェブサイトを表示
- 2 指定年月日 令和7年7月18日
別図



公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信糸魚川東店
所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ココカラファインヘルスケア
(変更前) 午前9時00分から午後8時45分
(変更後) 午前8時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日
令和7年7月8日
- 4 変更の理由
開店時刻の繰り上げ及び閉店時刻の繰り下げを行い、来店客の利便性を確保するため
- 5 届出年月日
令和7年7月7日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年7月18日から令和7年11月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡アークプラザ南
所在地 長岡市古正寺町中割56 外
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設1
(変更前) 午前9時00分から午後8時00分
(変更後) 午前6時00分から午後8時00分
・荷さばき施設6
(変更後) 午前6時00分から午後8時00分
・荷さばき施設7
(変更後) 午前6時00分から午後8時00分

3 変更年月日

(1) 令和8年3月8日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)

(2) 令和7年7月8日

4 変更の理由

建物1における小売業を行う者の変更に伴い、施設の配置並びに運営方法に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和7年7月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年7月18日から令和7年11月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 原信糸魚川東店

所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外

設置者 株式会社原信

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本 厚志 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目17番6号

(変更後) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 岡澤 隆弘 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目17番6号

3 変更年月日

令和7年4月1日

4 変更の理由

株式会社ココカラファインヘルスケアの代表者に変更が生じたため。

5 届出年月日

令和7年7月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年7月18日から令和7年11月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 アピタ新潟亀田店

所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目496－2 外118筆

設置者 ユニー株式会社 ほかに1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和7年3月25日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 田上町長の意見の概要

意見なし

(11) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

令和7年7月18日から令和7年8月18日まで

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和7年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の日時

令和7年8月28日（木） 午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県行政庁舎 803 会議室

3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者

4 受講手続

以下のいずれかの方法により手続すること。

- (1) 新潟県電子申請システムにおいて、令和 7 年 8 月 14 日 (木) までに新潟県林業種苗法施行細則 (昭和 45 年新潟県規則第 117 号) に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料 14,000 円の支払いを行う。
- (2) 金融機関窓口において、記入式納付書※により現金で受講手数料 14,000 円を納付後、新潟県林業種苗法施行細則 (昭和 45 年新潟県規則第 117 号) に定める受講申込書に納付済証を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林 (水産) 振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和 7 年 8 月 14 日 (木) までに提出する。

※記入式納付書の様式は、県地域振興局農林 (水産) 振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課の窓口に備え付けあり。

病院局公告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、生化学自動分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
生化学自動分析装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び別添仕様書による。
- (3) 納入期限
令和 7 年 12 月 26 日 (金)
- (4) 納入場所
新潟県立妙高病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機械類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例 (平成 23 年新潟県条例第 23 号) 第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 949-2106
新潟県妙高市大字田口 147 番地 1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和7年7月30日(水) 正午

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年8月6日(水) 午前10時30分

新潟県立妙高病院 会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書等を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 調達物品及び数量

PET-CT装置 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

- 5 落札決定日
令和 7 年 6 月 30 日
- 6 落札者の氏名及び住所
丸文通商株式会社 新潟支店
新潟県新潟市西区平島 1 丁目 3 番 4
- 7 落札価格
399,685,000 円
- 8 入札公告日
令和 7 年 5 月 20 日
- 9 落札方式
最低価格

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務について、次のとおり提案書の提出を招請する。

なお、この入札に係る調達方法は W T O に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受けるものである。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 業務内容

(1) 業務名

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施場所

新潟県新発田市本町 1 丁目 2 番 8 号

新潟県立新発田病院

(3) 提案を求める業務内容

新潟県立新発田病院の臨床検査機器等について、プロポーザル方式に基づく新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築に係る共同提案者選定実施要項（以下、「実施要項」という。）に定める検査システムと検査機器リース、試薬納入及び外注検査委託の各々を担当する業者）（以下、「共同提案者」という。）が共同で最適なシステム等を構築し、新潟県立新発田病院検査科の収支改善、業務の効率化・省力化を図るシステム等の提供を行うこと。

(4) 見積限度額

289,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおり。

2 本プロポーザルへの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品入札参加資格審査規定（昭和 56 年県告示第 165 号）に定める入札参加資格を有する者であること。

なお、検査受託業務については、過去 5 年間に新潟県立病院から検査を受託した実績があること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が属する者を含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案者を選定するための基準

前記 2 に定めるとおり。

4 提案者を特定するための基準

前記 1 (3) の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおり。

5 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町 1 丁目 2 番 8 号

新潟県立新発田病院 経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 参加表明書等の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和7年7月18日(金)から令和7年8月1日(金)まで。

ただし、新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

前記5(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所で直接交付する。(郵送による交付は行わない。)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要な資料を添付した参加表明書を提出して、参加表明を行わなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和7年8月1日(金)午後5時まで。(郵送の場合は8月1日(金)必着)

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年8月26日(火)午後5時まで。

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築に係る共同提案者選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をし、提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行った全ての者に書面で通知する。

7 審査委員会

審査委員会の委員は、以下のとおり。

中川 範人 新潟県立新発田病院診療部長

渡邊 雅史 新潟県立新発田病院臨床検査科長

筑波 聡 新潟県立新発田病院臨床検査技師長

草間 孝行 新潟県立十日町病院臨床検査技師長

渡邊 守朗 新潟県立新発田病院事務長

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県立新発田病院長は、最も優れた提案者と前記1(3)に定める各業務に関する契約締結交渉を行う。この際、契約交渉は本プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた場合及び民事再生法(平成11

年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 関連情報を入手するための紹介窓口

前記5（1）に同じ。

(6) 前記2（2）に掲げる入札参加資格の認定を受けていない者も前記5（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が提案書の提出者として認められた場合であっても、提案者の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 提案書に関するヒアリングを行う。

(8) 詳細は実施要項のとおりとする。

9 Summary

(1) Subject matter of Proposal:

Clinical Chemistry Automatic Assay System for Niigata Prefectural Shibata Hospital

(2) Deadline for Application

August 1, 2025 5:00PM

(3) Deadline for Proposal Submission

August 26, 2025 5:00PM

(4) For more information, contact:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

人事委員会規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8－100号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8－55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第23条 （略） <u>（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）</u> 第23条の2 一般職員勤務時間条例第19条の2第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。	第23条 （略）

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 14－18 号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第 14－9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（部分休業をすることができない非常勤職員） 第 3 条 育児休業条例第 25 条第 2 号の勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>1 週間の勤務日数が 3 日に満たない非常勤職員又は 1 年間の勤務日数が 121 日に満たない非常勤職員</u>とする。	（部分休業をすることができない非常勤職員） 第 3 条 育児休業条例第 25 条第 2 号の勤務日の日数<u>及び 1 日の勤務時間</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>次に掲げるもの</u>とする。 (1) <u>1 週間の勤務日数が 3 日に満たない、又は 1 年間の勤務日数が 121 日に満たない非常勤職員</u> (2) <u>1 日の勤務時間が 6 時間 20 分に満たない非常勤職員</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第 91 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県公安委員会

委員長 斎 藤 良 人

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 1 条第 3 号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第 4 条に規定する 2 級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 10 時から正午まで

(2) 実技試験

令和 7 年 11 月 1 日（土）午前 10 時から午後 5 時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西 2 丁目 21 番 1 号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

5 定員

20 人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和7年10月6日（月）及び同月7日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年10月14日（火）及び同月15日（水）の各日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める警察署の生活安全課に提出すること。

(ア) 新潟県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

(イ) 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(ア) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の表面の写し等）

(ウ) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

(4) 受検票の交付

受検票は、試験実施日に交付する。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第 92 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 18 日

新潟県公安委員会

委員長 斎 藤 良 人

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 1 条第 4 号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第 4 条に規定する 2 級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 10 時から正午まで

(2) 実技試験

令和 7 年 11 月 1 日（土）午前 10 時から午後 3 時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西 2 丁目 21 番 1 号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

5 定員

20 人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和7年10月6日(月)及び同月7日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(i) 定員になり次第、受付を締め切る。

(v) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年10月14日(火)及び同月15日(水)の各日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める警察署の生活安全課に提出すること。

(7) 新潟県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

(i) 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(i) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の表面の写し等)

(v) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

(4) 受検票の交付

受検票は、試験実施日に交付する。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学1号館A棟1階東側風除室新設工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年7月18日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 工事の名称

新潟県立大学 1 号館 A 棟 1 階東側風除室新設工事

(2) 工事の場所

新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

(3) 工事の仕様等

仕様書、入札説明書及び工事図面、設計書による。

(4) 工事期間

契約の日から 90 日間

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 7 年 7 月 18 日 (金) から令和 7 年 7 月 25 日 (金) まで (公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 4 条第 1 項及び第 9 条各号に規定する日を除く。) の各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課

(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地)

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面 (本入札説明書に定める様式に限る。) を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問合せ受付期間

令和 7 年 7 月 18 日 (金) から令和 7 年 7 月 25 日 (金) まで (公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 4 条第 1 項及び第 9 条各号に規定する日を除く。) の各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課 ファクシミリ番号 025-270-5173

エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和 7 年 7 月 29 日 (火) までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 8 月 1 日 (金) 午後 1 時 30 分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地 新潟県立大学コモンズ 3 号館 5401 大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程 (以下「契約事務取扱規程」という。) 第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6・7 年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例 (平成 23 年新潟県条例第 23 号) 第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 18 日 (金) から令和 7 年 7 月 29 日 (火) まで (公立大学法人新潟県立大学

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部総務課

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参または郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。令和7年7月29日(火)午後5時15分必着)

エ 提出書類及びその部数

競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和7年7月31日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)

とする。ただし、契約事務取扱規程第 42 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

13 契約書及び契約条項

「建設工事請負契約書（案）」のとおりとする。

14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) 工事期間の変更協議

契約締結後、やむを得ない事由により 1 (4) に定める工事期間の変更が必要となった場合には、別途協議に応じるものとする。

(4) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。